

第2期第43回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成25年7月24日（水）午後4時00分～午後 時 分
2 場所	羽村駅西口土地区画整理事務所2階会議室
3 出席者	会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、吉永功、島谷晴朗、委員 武政健太郎
4 欠席者	会長 高本正彦、委員 小宮國暉
5 議題	換地設計(案)決定の経過報告及び決定通知の発送について
6 会議の区分	公開
7 傍聴者	8名

午後4時00分 開会

○会長代理（黒木 中君） 皆さんこんにちは。本日高本会長が欠席ということで、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第2期第43回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、本日の会議の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長代理、区画整理管理課長です。

○会長代理（黒木 中君） はい、管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 本日の出席委員は、8名でございます。議事運営規則第2条に規定します過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告させていただきます。

なお、高本会長及び7番の小宮委員につきましては、本日、欠席ということで事前にご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は議席番号5番の加藤委員と議席番号6番の吉永委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長代理（黒木 中君） よろしくお願ひします。

次に、本日の会議についてですが、本日の会議は報告事項1件となっております、これまでの審議のように、特に個人情報等に触れることがありませんので、議事運営規則第4条第1項の規定により公開会議とし、関係権利者以外の方も含め、傍聴を認めたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長代理（黒木 中君） それでは、傍聴者の入場を許可しますので、事務局の方よりよろしくお願いいたします。

(傍聴者入場)

○会長代理（黒木 中君） 傍聴者の皆様にお問い合わせ申し上げます。審議会の進行が損なわれないよう遵守事項を守られて傍聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は並木市長にご出席をいただいております。初めに、並木市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

○市 長（並木 心君） 会長代理、市長。

○会長代理（黒木 中君） はい、並木市長。

○市 長（並木 心君） それでは、開会に先立ちまして、委員会会長代理のお許しを得まして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、第2期第43回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろから本審議会を通じ、羽村駅西口土地区画整理事業の推進にご尽力をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、換地設計の決定に当たりましては、権利者の皆様の意向が反映できるよう、2度の換地設計（案）をお示しし、審議会委員の皆様の見解を聞きながら、見直し作業を進めてまいりました。この間、平成20年2月の第1次（案）発表から決定まで、約5年間の期間を要しましたが、施行者として、十分に権利者の皆様のご意見、ご要望が反映された換地設計ができ上がったものと考えております。また、この間、委員の皆様方におかれましては、第1期の審議会から引き続き、延べ49回という長期にわたり、慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。本日の審議会は、前回4月23日開催の第2期第42回土地区画整理審議会での答申を受け、施行者としての換地設計を決定するに当たり、これまでの経過や今後の決定通知の発送方法等についてご説明する機会を設けたものでございます。今後とも、事業推進に当たっては、審議会のご意見をお聞きしながら、着実な取り組みに努めてまいりますので、より一層のご協力を賜りますようお願いし、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長代理（黒木 中君） ありがとうございます。

それでは議題に入ります。

○委 員（神屋敷和子君） すいません。4番、神屋敷なんですけど、議題に入る前に一言、ちょっとお聞きしたいことがあるんですけど。

○会長代理（黒木 中君） どうぞ。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 今回、公開の審議会があるということで、市のほうはいつ市民の皆さんにこれを連絡したんでしょうか。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） 会長代理、区画整理管理課管理係長。

○会長代理（黒木 中君） はい、管理係長。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） ただいまのご質問なんですけれども、これに関しましては、市民の方という形で、まず、ホームページ上で、先週の金曜日になりますけれども、そこで公開をしております。また、以前にもお話がありました、ホー

ムページだけだと見られない方もいらっしゃるということでありますので、羽村駅西口土地区画整理事務所、また羽村駅西口の駅前に今、お知らせの掲示板がございます。そこに今回の審議会の開催についてのお知らせを張り出しております。

以上です。

○委員（神屋敷和子君） はい。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） ほかの審議会の場合は広報はむらにきちっと大分前に載るんですね、傍聴者のために。区画整理はものすごく財産や生活にかかわることなので大事なことなんですけれども、インターネットにアップされたのが7月19日なんですよ。ということは、ほんとう5日ぐらい前ですね、今日24日ですから。それで、審議委員に知らされたのは17日なんですよ。その段階で19日のホームページを見たとしても、もうほとんどの人が用が入っちゃったり、いろいろあって、なかなか来れないんですよ。これは、まちなみとか、そういうのできちっと知らせるような体制をとっていただきたいのです。これだけの5日間の間に、皆さんが、どれだけの人がインターネット、ホームページを見るか、それから駅前とか事務所に行く人だっていないでしょう、そんなに。そういうところの、やはり配慮が足りないと思います、権利者に対しても、市民に対しても、区画整理課は。一言言いたかったんで。それで、今日傍聴に来るのだからほんとうに大変ですよ、こんだけ、5日前に知らされて。以上ですが、何かお聞きしたいです、釈明というか、回答。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長代理、区画整理管理課長です。

○会長代理（黒木 中君） はい、管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） ただいまのご意見は尊重しまして、次回の公開の審議会には適正に対応していきたいと考えております。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） それでは、議題の1、報告事項として「換地設計決定の経過報告及び決定通知の発送について」、施行者より説明をお願いしたいと思いますが、島谷委員ですか、発言ですか。

○委員（島谷晴朗君） はい。8番、島谷です。今、神屋敷さんのほうから指摘がありました。一言、やっぱり落ち度だから、謝罪することが必要だと思う。そして、以後、再発がないようにと、そういう謙虚さがほしいですね。

○会長代理（黒木 中君） それは、ご意見ということでよろしいですか。それともこの場で。

○委員（島谷晴朗君） それはどういうふうになさるか検討してください。これはもう社会人としての常識ですよ。

○会長代理（黒木 中君） それでは、またその件については事務局並びに施行者のほうで検討していただきたいと思います。

それでは、もう一度言いますね。議題の1、報告事項として「換地設計決定の経過報告及び決定通知の発送について」、施行者より説明をお願いします。

- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。
- 会長代理（黒木 中君） 事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） それでは、議題の報告事項につきまして、まず、お手元にご配付しております資料1、「換地設計決定までの経過」土地区画整理審議会での審議経緯についてご報告をさせていただきます。

掲載をいたしましたこの表につきましては、換地設計にかかわるこれまでの審議経過といたしまして、平成20年2月開催の第1期第28回の審議内容となります第1次換地設計（案）の発表に関する審議から、平成25年4月開催の第2期第42回の第2次換地設計（案）に対する意見書の審査結果に関する審議（諮問）までを取りまとめたものとなっております。

土地区画整理事業の骨子となります、この換地設計に当たりましては、権利者の皆様のご意見をより多く取り入れるために、2度にわたる換地設計（案）をお示しする中で意見書の受付、または換地見直しの作業等を行うとともに、個別説明を踏まえまして中で、延べ49回の審議会において、さまざまな視点からご意見をいただき、時間をかけて慎重な審議を重ねていただきました。

おかげをもちまして、平成20年2月15日にお示ししました、当初の換地設計案でございますが、第1次換地設計（案）、この発表以来、5年5カ月の期間を経て、このたび換地設計の決定の運びとなったわけでございます。

表の一番下の欄でございます第2期第42回、平成25年4月23日に開催しておりますけれども、審議会の部分をごらんいただきたいと思います。

これは前回の審議会になりますけれども、第2次換地設計（案）修正案の審査結果と、これまでに提出された意見書の処理結果の全般に関しまして、諮問という形でご意見をお聞きし、既に答申をいただいているところでありまして、本日は施行者としたしまして、換地設計決定までの経過として、改めてご報告をさせていただきます。その後内部の事務手続を経て、換地設計を決定いたしまして、8月の下旬には全権利者の皆様に「換地設計決定のお知らせ」を配達証明により送付をしていく予定でございます。

次に、右側でございます「第2次換地設計（案）意見書の処理経過」についてごらんいただきたいと思います。

この換地設計（案）に係る意見書の処理の一連の手続、このフローにつきましては、まさにこれまでの審議経過でありまして、前回の審議会でも委員の皆様にはご説明をさせていただいているところです。したがって、委員の皆様には繰り返しのようになりますが、本日の審議会は公開により開催をされておりますので、傍聴の方もいらっしゃいますので、改めて経過についてご報告をさせていただきたいと思います。

平成23年の2月18日から3月10日までの間、第2次換地設計（案）の発表と同時に個別説明を行いまして、個別説明期間中を含めました3月25日までの間、37日間に及ぶと思っておりますけれども、意見書の受付を行いまして、312名の方から意見書が提出されてきております。その後、寄せられました意見書の整理、そして分類を行うとともに、この間に審議会の意見をお聞きし、決めました「第2次換地設計（案）に対する意見書取り扱

い方針」、これに基づきまして第1段階から第4段階に分けた処理過程により、意見書の審査を行ってまいりました。

まず、第1段階におきましては、換地に関する意見、審議・検討の対象とする意見になるわけですが、この換地に関する意見と、そして換地設計以外の意見と、この2つに大きく分類いたしまして、換地に関する意見として277名を抽出いたしました。

そして、第2段階では、換地に関する意見、審議・検討の対象とする意見になりますが、抽出しました内容から位置・形状・接道方向等、これらに関する意見を踏まえまして、検討の対象とするか否か、いわゆる検討適否について、審議を重ねていただきました。その結果、ここにございますけれども、67名のご意見について審議・検討の対象として抽出したものでございます。

第3段階では、第2段階で抽出いたしました意見内容を踏まえまして作成しました第2次換地設計（案）修正案であります。この素案を審議会にご説明するとともにご意見をお聞きしてまいりました。その結果、審議・検討の対象のうち検討画地、つまり修正対象といたしました47名の権利者と、この換地を修正するに当たって影響する換地、画地になりますけれども、84名の権利者を合わせた131名の権利者の皆様との個別調整を行ってまいりました。

その後、第4段階では、個別調整結果を審議会にご報告させていただくとともに、意見書の採択、そして不採択に係る意見をお聞きした上で、施行者として意見書の採否を決定いたしまして、平成24年9月20日付で採択通知47名、不採択通知265名、また意見書は提出されておりましたが、影響により修正の対象となった61名の権利者の皆さんに対して、第2次換地設計（案）の修正案として、関係の資料を送付するとともに、改めて修正案に対する意見書の提出期間として、10月1日から10月15日までの2週間を意見書の提出期間として設けさせていただきました。

その結果、第2次換地設計（案）を修正している権利者、いわゆる修正対象の権利者でございますけれども、131名の権利者のうち19名から意見書が提出されております。

この意見書の内容を整理した上で、本年1月30日開催の第41回審議会、また4月23日開催、前回ですけれども、第42回審議会におきまして改めて意見書に対する施行者の対応についてご説明し、審議会のご意見をお聞きした上で、採否を決定いたしました。そして去る5月17日付でございますけれども、採択が3名、そして不採択が16名、また、採択による影響で修正対象となりました3名の権利者の皆さんに、通知並びに関係資料を送付いたしました。

その後、これまでと同様に、6月1日から14日までの2週間を、やはり意見書の提出期間として設けさせていただきましたが、今回意見書の提出がありません。こうした状況を踏まえた上で本日、審議会にその旨のご報告を行った後、先ほども審議経過のご説明の際にも申し上げましたが、内部の経路を経て、施行者として換地設計を決定していく予定でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、「換地設計図（案）」、こちらのほうの案をごらんいただきたいと思います。

こちらの案につきましては、現段階における最終案としてご配付したものでございます。当審議会の中でご参考としていただければ幸いです。

以上で、資料1のご報告とさせていただきます。

続けてよろしいでしょうか。

○会長代理（黒木 中君） はい。どうぞ。

○区画整理事業課長（石川直人君） それでは、続けて資料2のほうをごらんいただきたいと思います。もう一つのとじ込んでいるものでございます。

資料2、こちらの資料につきましては、8月の下旬に全権利者にご送付を予定しております「換地設計のお知らせ」、こちらのサンプルとしてご用意をさせていただいたものでございます。

1枚めくっていただきますと、まずA4判の資料、タイトルが「換地設計決定のお知らせ」でございますが、送付の際に、かがみ文書としてお送りする予定の（案）のものでございます。

まためくっていただきまして、次A3判の資料でございます。右上にNo.1との記載がある資料ですが、こちらの資料につきましては、これまでも権利者の皆さんにお送りしている内容と同様の「換地設計調書」になります。今回は市有地によるサンプルとなっております。既におなじみの資料だというふうに思いますけれども、「換地設計調書」でございます。

1枚めくっていただきますと、次にとじ込んであるものが「換地設計調書の見方」でございます。こちらも基本的にはこれまでお送りしたものと同様でございますが、今回吹き出しにしている説明、これ注釈でございますが、この部分ができるだけわかりやすい表の作成ということで、改善を図っております。特に、細部に係る説明を追加してございますので、前の資料と比較していただければおわかりいただけるかと思えます。

次に、めくっていただきましてNo.2でございます。こちらの資料でございますが、「換地設計案内図」となっております。換地と、それから現況を重ねた図面に換地の位置を赤で着色しております。新奥多摩街道3・4・5号線のちょうど今、駅からずっと来たちょうど交差する部分、これ今赤で着色してはいますが、現在、市有地のところを赤で着色してございます。こちらの資料は、地区全体の中でおおむねの位置関係をこちらの資料でご確認いただくための資料となっております。

次、お開きください。No.3の資料になります。こちらは「換地設計図」となっております。換地の位置を赤で着色いたしました500分の1の図面でございます。こちらの資料についても、前回との資料と比べまして、間口、奥行き、いわゆる長辺、短辺の数値を見やすくするため、全体のバランスを考慮した中で、可能な範囲で数値を大きく表示しております。それとともに、平成24年度に実施いたしました画地確定測量成果に基づく数値としております。この図面では、その違いがわかりにくいと思えますけれども、今回送付されました際に、前の図面と比較していただきますと、おわかりいただけるかと思えます。

最後になりますけれども、No.4の資料になります。こちらの資料、「換地設計重ね

図」になってございます。従前の土地、これが青色の表示になっております。そして換地設計図は黒色の表示、これを重ねた500分の1の図面でございます。従前の宅地を黄色で表示しておりまして、換地の位置を赤で着色しております。

こちらの図面につきましても、わかりやすい資料の提供に努めるということで、まず罫線の太さ、あるいは従前の土地図を青に限定することなく他の色との色調も試みたんですけれども、基本的には今までお示している青と黒が見やすい状況でありましたことから、特に色は変えておりませんが、濃淡を若干工夫しまして、資料を作成しております。

以上が資料の概要でございます。冒頭、経過のご報告の中で触れましたとおり、ただいまご説明いたしました資料と、これまでの経過を編集しました。「まちなみ」、こちらの同封をもって「換地設計決定のお知らせ」として、8月下旬には全権利者の皆様にご送付させていただく予定でございます。委員の皆様には、今後の対応についてお願いを申し上げをさせていただきまして、報告事項とさせていただきます。

以上でございます。

○会長代理（黒木 中君） この件について、ご質問等ございますか。

○委員（神屋敷和子君） はい。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 資料1のところで2つ質問があるんですけれども、その前に、この資料1の次についている換地設計図（案）というものなんですけど、前回審議会でたしか私が、事業管理用地とか、市の土地とか、保留地、それからポケットパーク、そういうものがきちっと記された地図が審議会委員に資料として渡されるのですねということを確認してると思うんですけれども、それがなぜできていないんでしょうか。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 前の審議会の中でも、神屋敷委員のほうからそういったご要望がございました。今回、今、ご説明いたしましたとおり、ここで公開の審議で、審議会の中でご報告を申し上げまして、その後事務手続を経て、換地設計を決定していくという工程を考えております。したがって、今、おっしゃっております位置関係の図面、これにつきましては、決定後、委員さんに個々にご配付するというのは、これから検討しなければいけないんですが、事務所にはきちっと図面を用意して、いつでもごらんいただけるようにしたいということで考えてございます。

○委員（神屋敷和子君） はい。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 決定後というのはまずいんだと思うんですね。今まで、いろいろ個々の換地に関してはやってきましたけれども。トータル的に保留地や事業管理用地がどうなったかというのは目に触れてません、審議委員の。もしここがおかしいのではないかというようなところがあった場合どうするんですか。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。

- 会長代理（黒木 中君） はい、事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 個々ですね、今おっしゃってる部分につきましては、今ご説明したとおり、その前でなければまずいというお話でございますが、これまで換地につきましては審議事項として、審議会の意見を聞き、進めてまいりました。そして、保留地もそうですし。市の用地もそうでございますけれども、現段階ではまず、今お話ししたとおり、意思形成過程でございます。今まで非公開で審議してきた内容と基本的には同じ考え方でございますので、現段階においてお示しするのは難しいという状況でございます。
- 委員（神屋敷和子君） すいません。
- 会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） 意思形成過程のものを審議会に出す、今まで出してきたじゃないですか。結局どういうふうに決めるかっていう資料として、審議会には出さなきゃまずいと思うんですけども。全体に公開するかどうかはその後で。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長。
- 会長代理（黒木 中君） はい、事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 確かにそのとおりです。審議会には、非公開でこれまで審議をいただいています。ですから、意思形成過程のものにつきましては、非公開の審議の中でご提示していくというのが基本になります。本日は公開の審議でございますので、この場ではその資料については控えておきます。
- 委員（神屋敷和子君） はい。すいません。
- 会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） では、もう1度非公開の審議会があるということですね。それを確認しなきゃまずいですよね。
- 都市整備部長（阿部敏彦君） 会長代理、都市整備部長。
- 会長代理（黒木 中君） はい、都市整備部長。
- 都市整備部長（阿部敏彦君） 本日、4月23日付の第42回の審議会において、意見書処理経過等についてお願いをしまして、3名の方が残ってますよというお話はご承知のとおりだと思います。当然、これまで3名の方については折衝して、交渉までもしまして、意見書の提出がなかったという、今日報告を申し上げてるわけです。そういう経過を踏まえまして、最終的には決定をしておりますよと。今言われますように市有地、あるいは保留地につきましては、当然、審議会のほうに今まで示してきましたけれども、最終決定については審議委員に関係権利者の土地についての意見を整理をしまして、最終的には施行者としてその位置を決定していくものでございますので、事業課長が申し上げているように、本日は、あくまでも意思形成過程で報告をしてるわけでございますから、最終的にはその判断を経て、区画整理の事業地としてどのように取り扱うかを最終的に決定決裁をしまして、皆さんのほうに公開をしていくと、こういう手続を踏んでいるわけでございます。
- 委員（神屋敷和子君） はい。

- 会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） そうすると、審議会委員にその図面が、やっぱり皆さんも確認したいと思うんですよね、審議委員の方々は。それで、特に保留地に関しては、たしか96条3項で同意を得なければならない事項ですよね、審議会の。そういうことをきちっと、それほど大事なものであるわけですから、審議委員としてやっぱり無責任なことはできないので、やはりその全体図というんですか、大分動いたと思うんですよね、保留地や事業管理用地が。それからポケットパーク、パークですよね、公園。そういうのをきちっと見て、これでいいかどうかというのを、意見を聞く場所がやはり必要なのではないでしょうか。
- 都市整備部長（阿部敏彦君） 会長代理、都市整備部長。
- 会長代理（黒木 中君） はい、都市整備部長。
- 都市整備部長（阿部敏彦君） ただいま保留地の関係については96条、たしかに保留地の位置について。当然、今後その保留地を、仮に変更するようなケースが事業の進捗の中で出てきた場合には、正式に審議会に諮っていく。現段階におきましては、換地設計を決定をしていく段階でございますから、権利者の土地を最優先にして、事業用地として残っているものについて、どこを保留地にして、どこを市の管理用地にしていくかという決定をしてからでないといけないわけですね。当然、事業計画の中では、そのことを踏まえて東京都と協議をしておりますし、実際にそれを具現化する段階においては神屋敷委員が言うように、96条の関係で、仮に保留地の位置が変わったとかいうことがあれば、審議会に諮って意見を聞くという仕組みですから、現段階におきましては、あくまでも施行者がこの場所を、96条云々とかではなくて、事業計画の中で当然、事業用地と保留地をきちっと定めて公表をしておりますというものですから、その位置が変わった際には、今言われるようなご意見になるわけでございます。
- 委員（島谷晴朗君） はい。8番、島谷。
- 会長代理（黒木 中君） 8番、島谷委員。
- 委員（島谷晴朗君） 実は私もですね、いわゆる事業用用地ですか、あるいはPPだとか、そういうものが実は今日の換地設計図（案）の中に記入されているかと思ったんですね。何か斜線があるから、これがそうなのかなとも思ったんですけども、やはりそれは先に出さないはずですよね。8月の下旬に発送するわけですよね、権利者に。そのときには、権利者に事業用管理用地等は、こちらの青い資料の3だとか4だとか、そういうものに一緒につけて渡すわけですね？ そこがまず1つ。第1段階、渡すわけですね？ じゃ、それちょっと聞いてみてください。
- 会長代理（黒木 中君） 施行者、今の質問に対して。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。
- 会長代理（黒木 中君） はい、事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 今、島谷委員もおっしゃってます、これ500分の1の図面ですかね？
- 委員（島谷晴朗君） そうですね。今日出ている資料のNo. 3、No. ……。

- 区画整理事業課長（石川直人君） この中にとじてお渡しするという事は、これはございませぬ。あくまでも、個々の権利者の換地について……。
- 委員（島谷晴朗君） そうするとまた別紙で、別の図面で事業用地とか……。
- 区画整理事業課長（石川直人君） これは先ほどご説明もしましたけれども、換地が決定した後に、施行者案が決定した後に、備えつけの図書として事務所に用意させていただきたいという事で思っています。例えばA3の図面に表示をして、あるいは500分の1、この500分の1というのは一部ですから、いわゆる全体もこれでは確認ができませんので、図面に全体図を取り込んだ中に位置を落としたものを閲覧ができるように準備はしていきたいという事で考えてはいます。
- 委員（島谷晴朗君） はい。8番、島谷。
- 会長代理（黒木 中君） はい。8番、島谷委員。
- 委員（島谷晴朗君） 今のお話ですと、じゃ、権利者のほうにはこの事業用地がどこにあるか、保留地がどこにあるかということは、お知らせとしてはいかないんですね？ いかない？ なぜ。
- 委員（神屋敷和子君） おかしいですよ。
- 委員（島谷晴朗君） おかしいでしょ。いかなかったら。困るでしょ、権利者。だって、換地決定するわけでしょ。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。
- 会長代理（黒木 中君） はい、事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 基本的には、換地のお知らせの通知の中にそのような図書は含まれておりませぬ。考えてございませぬ。もし、今、神屋敷委員、そして島谷委員のご発言のような方も、ほかにも権利者の中にはいらっしゃると思うんです。これまで換地設計のお知らせを、今日ご説明した内容も、基本的には今までと同じ調書になってございませぬ。これまで1次案の発表そして2次案の発表、そして修正案を送付して、さらには今回ご説明しました19件、再修正案を補足してるんですけども、今みたいなご質問なり、あるいは個別説明の際にも特にご質問があったということは私の中では記憶してございませぬ。したがって、全ての方がそれを必要としているかということと考えますと、それはいささか違うというふうに思っていますので、基本的にはその図面を準備していかない、つくらないわけじゃなくて、きちっと閲覧の資料として事務所に用意をさせていただく。したがって、個々の権利者に送付をいたす性質のものではないというふうに考えています。
- 委員（神屋敷和子君） はい。
- 会長代理（黒木 中君） はい。4番、神屋敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） ここに2次案の発表のときの書類、持ってきてるんですけども、ちゃんとNo.6で羽村駅西口土地区画整理事業設計変更対象図1次案、2次案ってあるんですよ。そこには公園とか、道路が変更した図が載っているんですよ。ここに市の土地とか、事業管理用地もつけて渡さないと、どういう町になるかわからないじゃないですか。自分のところだけで生きてるわけじゃないんですよ、生活してるわけじゃな

いんですから、広い、せめてこの区域の中でどこに公園があり、どこに事業管理用地があり、市の土地がありってということがわからないと、それからどこの道路が変わったかという変更図面があるじゃないですか、2次案のときに。何で今回はないんですか。変わってますよね。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。

○会長代理（黒木 中君） はい、事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） ただいまの質問でございますが、今回、最終的に、これまでも経過の中で再三ご説明をしておりますけれども、換地設計を施行者として決定しました後に、法定手続として事業計画変更の手続に入っております。その際には全体図として、公園の位置、そして街路の変更箇所、これら全て公告縦覧を行っております。ですから、それは法定の手続を踏んで行くというものでございます。2次案を発表したときに何でそれがあったのかというのは、その段階では事業計画変更をするかどうかというのは、その段階ではわからないわけですね。したがって、1次案の意見書をいただいて大幅に街路も変えて、それを換地を優先にして街路を挿入したり、公園の位置を変えて、権利者の要望にお応えすると、意見にお応えするという姿勢で臨んできたものですから、大幅に道路が変わっておりますので、一旦その段階で皆様にご周知を申し上げるのが望ましいということで、ご送付を申し上げたところでございます。なお、事業計画変更の際に、じゃ、施行者、市の管理用地、あるいは事業管理用地、これらを表示するかどうかは、これは事業計画の変更の際の図書と、また別のものになりますので、これらにつきましては、今それを含めたものとするかどうかは、今明確にお答えはできませんけれども、いずれにしても事業計画変更の段階で全体の公園、街路の変更といった状況については、事業計画変更の中でごらんいただくということで考えています。

○委員（島谷晴朗君） はい。8番。

○会長代理（黒木 中君） はい。8番、島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） 今日はあれでしょ、いわゆる換地設計の決定を見て、そして権利者にそれぞれ8月下旬に発送するわけですよ。その権利者のほうには、事業用用地だとか、あるいは保留地だとか、そういったものを明示しないで出してもよろしいんだという考えなんですね。ほんとうは決定したものを発送して、皆さんに確認をしてもらうわけですから、それは換地設計のことであって、保留地だとか、あるいは事業用地はそこでは関係ないんだと。ほんとうにあれですか。今さっき冒頭で神屋敷さんが言われたように、審議会には、じゃ、いつそれを諮るんですか。諮る必要がありますよね、保留地は当然入ってくるんですから。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。

○会長代理（黒木 中君） はい、事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 保留地の取り扱いにつきましては、先ほど部長からご説明があったとおり、法に基づく手続として、審議会にお諮りするという状況が今後出てまいります。それ以外の部分につきましては、これは任意の事項でございますし、

審議会にご意見をお聞きして同意を求めるものでもございませんので、これまでの審議の中でも委員の皆様にはそれぞれのポケットパーク、あるいは事業管理用地、それぞれごらんいただいている部分ありますけれども、決定した後に閲覧をいただく図書として、準備をさせていただくというものです。

○委員（島谷晴朗君） はい、8番です。

○会長代理（黒木 中君） はい、8番、島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） 実は、今までの意見書読みますとね、公園がそばにあるのがいという人もいるし、嫌だという人もあるし、それから隣に、前に、1次、2次のときにPPだとか事業用管理用地も記載されて出たときに、これは一体何だとか、あなたのところについての何でだろうとか、そういうような疑念を持っているような人の意見を聞くんですね。だから、そういうのは決定したときに出して、そしてそういう意見も聞いて、それからやる。僕はもともとこんな変な切れっ端みたいなPPに属するような、そういうものが何でこんな30カ所もあちこちについてる、こんなおかしい設計やる技術者もいるもんだなと思って、感じが悪いんですけどね。実際に住民感情からすると、そういうものをやっぱり気にする人はいるんですね。何も知らないで、では、気になる人はいわゆる区画整理の事務所へ行って、出かけて行って聞いてくださいと、そういうことなんですか。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。

○会長代理（黒木 中君） はい、事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 今、島谷委員のご発言でございますけれども、多分これまでの審議会、非公開ですから、委員の皆様はご承知だと思っておりますけれども、今の議論というのは非公開審議の中で位置ですとか、そこに隣接に換地される方のご意見だとかは、全て審議会の中でいろいろ議論はされてきていると思っております。その中でポケットパーク、PPですね、いわゆるポケットパーク、これが何で、そのときにも、審議の中にも委員のほうからご指摘がありましたけれども、そのときにもお答えをしてくださるかと思うんですが、要は公園ですとか、いわゆるポケットパーク、これを優先に換地をしてくるということではないと思います、まず。権利者の皆さんの意見、要望を最大限尊重して、換地あるいは位置、形状、間口、奥行き、こういったものを考慮しているわけです。これまでの審議の中でも、そういった取り扱いについては十分議論してきたと、もちろんそれは思うんですけれども、そういった中で、結果的にいわゆる余剰地が生まれてしまっているというものでございます。これにつきましては、今の段階で、個人の宅地にするとかいうことにはできませんので、変則的な形になってしまいますけれども、ポケットパークというような形で位置づけをさせていただいて、将来的にこれを緑化をして、ポケットパーク、緑地の一部として扱っていくかどうか。これらにつきましては、今後、施工計画の中で具体的に継続していくというものでございます。

○会長代理（黒木 中君） 8番、島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） これは長々とやっているわけにいきませんから、私としては、審議会に事業用用地のありかをちゃんと図示して、そして図面にして出してほしいです。

公園だとか、保留地だとか、そういうものをちゃんと出してほしい。それを確約してくれますかね。

○会長代理（黒木 中君） 施行者、いかがでしょうか。

○委員（島谷晴朗君） 審議会にですよ。審議会に。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 再三、事業課長がお答えをしていますように、本日の説明会を経て、当然、施行者としてこれまでの経過については審議会委員からいろいろな意見をいただいているわけですね。今日も意見をいただいているわけですから、そういうものをきちんと参酌をして、この後に決定をしますと。決定をした段階において、今言われるように、保留地の位置だとか、公園、あるいは事業管理用地の図面というのは閲覧ができるように対応してまいります。その縮小版を審議委員にお配りすることについては、特段問題はないというふうに判断をしています。ですから、段階ごとに手続を踏んでいかないと、先ほどから言われるように、保留地というのはあくまでも事業計画変更の中で手続上の中で決定をしていかなければいけない事項ですから、当然、今後、審議会のほうにもその上の手続はしてまいりますので、今、何をやるかというふうな形でくるならば、今までの審議経過について、審議会のほうにお話をして、ご説明をして、決定をしますよということのお知らせを、今日、審議会としてお願いをしているわけですので、その点をご理解いただきたいと思います。

○委員（島谷晴朗君） じゃあ、出すわけですね。確約。

○都市整備部長（阿部敏彦君） はい。

○委員（島谷晴朗君） はい。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） このことをずっと長々やっていくわけにいかないの……。

ただ、阿部部長さんも、審議会で42回から今回の中で、図面を出すと、市の土地、事業管理用地にいろいろなものがあるのを審議委員に見せるという、やっぱり審議委員会というのは重いものだと思うので、やっぱり軽視されたくないですよ。それで、審議委員としてそれを確認するということは、ほんとうは必要だったと私は思います。

それから、これは資料2のところで言おうと思いましたがけれども、全体、資料を郵送する中に、石川課長さんがそういうことを要求する人はいないっておっしゃったんですけど、それは、要求するかしないかじゃなくて、どれだけ地権者にわかりやすいものを渡すかということが施行者の任務だと思うんですね。そういうことを考えたら、やはりこの図面は入れるべきだと私は思います。その事業計画決定の話というのは、また別の話なんです。郵送されたときに地権者がどれだけわかるかということに着目して、審議委員や施行者がどういうものを配るかということを審議していかなきゃいけないんだと思うので、これは、入れるべきだと私は思います。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 今、神屋敷委員がおっしゃることはごもっともだと思います。ただ、今日ご説明しました換地設計決定のお知らせ、この通知の文の案です

けれども、この下に送付書類ということで、ずっと表が載っています。それで、今、ナンバー1、ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4、ナンバー5ということでございます。このナンバー5が、本来ある方もいらっしゃる。ここに記載のとおり、従前、私道について換地を定めない場合、こういう図面を入れているわけですがけれども、例えば、今まで送って個別説明を開催する中で、今、神屋敷委員さんがおっしゃるように、全ての方には必要な図面を送ってくださいというものではないです。ナンバー5の図面につきましては、私の個人的な宅地の位置がどこになるかわかれば、私道の部分、要するに換地の交付を受けられない部分については、わかりにくいから要らないですという方も中にはいらっしゃるんです。ですから、私どもとしましては、やはり、そういったご意見を総合的に判断をして、わかりやすい資料というもので努めているものでございます。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） ナンバー5って、従前の土地って、これは私道のことですよ。私道に関する説明じゃないですか。私の言っているのは全体図のことなんです。どこに公園が配置されるか、どこに市の土地や保留地があるのか、そういう全体図のことなんです。それは、欲しいと言う人がいる、いないの問題じゃなくて、市の資料として全員に渡すべき性質のものだということを私は言っているんです。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 神屋敷委員が言われるようなお話と、先ほど島谷委員が言われているお話もそうです。その対応として、施行者として、発送するかどうか、これは施行者として検討しますので、今、神屋敷委員からそういう意見があったということは受けとめていきたいと思えます。

○会長代理（黒木 中君） ほかに、何かご意見ございますか。あるいは質問。
4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 資料1に入らせていただきます。ここで、私は2つの意見があります。1つは、文章的なことなんですけど、「換地設計の決定に当たっては、1人でも多くの権利者の意向が反映できるように、いわゆる羽村方式として、二度にわたる換地設計案の発表を行った」ということが書いてあるんですけれども、その羽村方式というのは、換地設計案を二度皆さんに発表したということで、羽村方式という言葉を使っているということは、使うのであれば、それは別に構わないんですけれども、これで意向が反映したというふうに捉えることというのは、私は間違っていると思うんです。というのは、その下のほうに、皆さん、ここを見ればわかるんですけれども、不採択通知が265ですよ。85%が不採択。その後の、採択された方の中で影響を得た人、両方足すと131人の中でも、拒否して会えない、市が会えない人もいたわけですよ。なおかつ、その後、105人から意見が出て、今もまだ、その105人の意見が出た後、市が通知したのが平成25年5月17日。その後、また、この、納得できないというようなご意見を出したというようなことがこちらに寄せられているんですね。そのような中で、反映できたという認識は持たないほうがいいと思うんです。やはり、非常に、見直しとか修正とか、それから、換地に関しても、日照に関してはほとんど採択されなかったわけじ

ゃないですか。早く言えば、切ってきたわけじゃないですか。それで、なおかつ、ふるいにかけて、これだったらできるというものの中でも、困難、困難、困難という字が並びましたよね。で、私は何回も言ったんですけども、図面に無理があるからそういうことになるんだということで、非常に、この、2回もやったとか、約5年をかけたという中で、反映できたものができたというふうに認識するのは、私はおかしいと思います。これは私の意見としてあれですけども。

あと、もう1つ、2番目。まず、ここに「反映できるよう」ということで、公平に反映されたかどうかなんです。私は、1件1件確認していないということで、一覧表を是非つくってほしいということ、ずっと言ってきたんです。一次のときの基準地積、もし更正があれば、この人は何月何日に更正した、それから減歩率、それから、それを計算するときの評価の使った係数、それから、清算指数ですよ。その一覧表がなければ、審議委員として責任ある検討はできないんですよ。それで、何日か前も事業課のほうに行って資料を見に行きましたけれども、A3のバインダーで厚さが10センチぐらいあるのが何十冊ってあるんですよ。市のほうは、審議委員の人は、あそこに資料を置いてあるから見てくださって言いますけれども、1,200人の地権者のどのような状況なのかというのを、他地区で一覧表にしているのがあるんですね。そういうのを見なければ、私は、正確まではいなくても、十分な検討ができないということ、ずっと言ってきたんですけども、最後までやっていただけなかったんです。それで、これは市にとっても必要な資料だと思うんです。あるはずですよ、きっとね。ないのか、ちょっとわからないんだけど、これがなければきちんとした1人1人の横の照応というんですか、縦の照応にも関係してくるんですけども、その確認ができないということ、まず言いたいです。

それから、2つ目。公平に反映できるかどうかというところで、私が一番問題で最近知ったことで、基準地積の決定について、縄延びの申請というんですか、それを18年の11月までしかできないということ、最後の情報紙『まちなみ』に書いてあったんですけども、どうもその市議会での資料によると、最後の最後まで、それから、その後、こちらが出した質問書によると、直近の修正案のところまで、その縄延びを認め、地積に反映したということが書いてあったんですけども、もしそうだとすれば、わかりやすくその辺を説明して、公平を期するために期間を与えるべきだと私は思うんです。いるかどうかはわかりませんよ、確かに反対者が多いから。だけれども、18年の11月が、黒木学識経験者さんはおわかりだと思うんですけども、施行規程のあれは、19条でしたっけ、別に定める日なんです。その別に定める日が、みんなは18年の11月だと思っていたのが、この間の市議会の資料では、ずっとそれが延ばされていたということがわかったんです。意見の中には、縄延びを認めてほしいということ、一次も二次も書いた人がいて、片や、片方では認められて、それが換地に反映されたという、こういう不公平なことがあるということはまずいと思うんですよ。だから、私は、説明するとともに期間を延ばすべきだと思います。以上です。

○会長代理（黒木 中君） ご意見ということでいいですか。

4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） その19条の、別に定める日というのが変更していったということは、審議委員には知らされないものなんですかね。それとか、きちんと別に定める日というのは、かなり重いものだと思うんですけども、何回も何回も、『まちなみ』で、皆さんに、早くしてください、早くしてください、期限はここまでですよと。それから、これからやってもいいですかという答えに、もう締め切りましたよとかいうものがあつたわけですよ。それで、そういう別に定める日、重要な日というのは、例えば、起案を起こして市長の許可をもらうとか、それが審議会で説明するとかいうことは必要ないんでしょうか。

○会長代理（黒木 中君） 別に定める日を変更したかどうかというご質問ですか。まず。

○委員（神屋敷和子君） それは、変更したということは、市議会のときにわかつたんですよ。市議会で、資料等で、平成21年でしたっけ、11月ぐらいまで延びたということはわかつたんですよ。そういう資料はあるので、延ばされていったということは事実。

○会長代理（黒木 中君） わかりました。じゃあ、それがどうして審議会には明らかにされなかったかというご質問ですか。

○委員（神屋敷和子君） ええ。

○会長代理（黒木 中君） 施行者は、いいですか。

都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 縄延びの関係につきましては、基本的に縄延びの申請時期というものがきちんと定めて、それまでに申請したもの。19条の3というのは、それ以外に認めるものというのは、本人が法務局の地積更正、きちんとした手続をしたもの、そういうようなものについては、換地設計が第一次案、あるいは第二次案の前までならば反映できるように弾力的に運用をしてきたものであって、全ての方がそのケースに該当するかしらないかではなくて、全権利者に対しては縄延び申請の時期というものはいついつまでですよということを明示したわけです。それ以外について、特別に、相続だとかいろいろな問題があつて、土地の分筆をして地積更正等全て縄延び申請をしたものについて、法的に認められているものですから、そのものについては一次、二次の反映できる範囲までは対応してきたわけで、その全ての方がそういうふうな形のケースであるわけではなくて、基本的に縄延び申請の基準地積の決定日以降については特別の事情以外のものについては認めてきていないわけです。その辺について誤解をされているのかなとは思いますが、基本的には、権利者の皆さんのほうには、縄延び申請の時期についてはきちんと周知をして、それを判断基準として、まず基準地積にしてきたことは事実です。それ以外については、特別な事情があつた場合には、配慮できるものは当然配慮していかなければいけないでしょう。今後もそういうことのケースというのは起き得る話なので、それはあくまでもここ個人の方たちの、相続だとかいろいろな事象の中で縄延び云々が出てきたときには、その対応を法務局が認めた以上は、区画整理課も認めざるを得ない。しかしながら、換地設計を決定した以上は、その方法というのは違う方法論で考えなければ、今からさかのぼって換地設計に反映することはもうでき

ないわけですから、その点をご理解をいただきたい。しかしながら、法務局の地積は、例えば明日以降の時点で地積更正が仮にされたとしたならば、法務局が認めたわけですから、その地積更正を優先しなければいけないということは事実でございます。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） その弾力的にやってきたこととか、分筆でいろいろな状況が発生したという、こういう場合はこうなりますよということを知らせなきゃいけないということなんです。それで、今後も認めるということですけども、今後と、今より前の何が違うかという、換地面積として反映されるかされないかなんです。その部分というのは大きいと思うんですね。市民の財産を守るべき行政が、やはり市民に公平にいろいろな機会を、こういう場合はこうなるよというような説明をしていかなければ、そこに違いが出てくるということを私は言いたいんです。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 1つだけ申し上げておきますけれども、全体の施行面積については、私どもも全体の測量をかけて面積を出しているわけです。測量をかけているわけです。今言われるように、縄延び申請しない人でも、全ての権利者に平等に換地設計に当たっては配分しているわけです。今、神屋敷さんが言っているのは逆の理論じゃないですか。そうではなくて、換地設計上の中で縄延び申請した人、しない人も、全体の縄延びの中では1.0幾つという数字で地積を増やしているわけです。それは、もっと厳密に言えば、全部の筆を全部縄延び申請をすれば、トータル的には私どもは全体の面積は持っているわけですから、イコールになるわけです。しかしながら、縄延び申請の期間を過ぎて云々と言われる以外の方というのは縄延び申請をしなかった。しかしながら、増えている部分は全ての権利者に平等に按分して面積を増やしているわけです。ですから、法律的に認められている面積については今後も対応はしてまいりますけれども、縄延びだとかという申請については……、縄延び申請というのは当然、地積更正云々ですから、そういうものの中で法務局が認めたものについては、今後も対応してまいりますよ。しかしながら、先ほどから申し上げているように、換地設計上の中では、今回、決定をさせていただきますので、今後もそういうケースが仮に生じたとしたならば、事業上の中で対応していかざるを得ないわけですから、その点をご理解をいただきたい。それ以前のものについては再三申し上げているように、縄延びで余剰の部分については、全て権利者の方たちに按分をしてやっておりますので、その点については勘違いのないようにしていただきたい。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） それは、ちょっとすりかえなんです。按分されているということはわかっているんですよ。6つの区域に分けて、3%とか、少しずつみんなに、縄延びの申請しなかった、だから面積がその地域で余った部分をみんなにつけて渡したわけですね。測量していない人に公平につけて渡したということですよ。それは知っているんですよ。その、縄延びを申請するのが18年の11月だと思っていてやめた人とか、おかしいじゃないか、縄延びの面積を認めてくださいよという方がいるのに、片方では

それを登記所に言いに行き、市に言えば、それは認めたというのには2つの違いが出てきますよね。だから、公平にするためには縄延びの時期を認めましたということ。それで、さっきから何回も言いますが、面積で認められる場合と清算金で認められるというのは、ここで線引きされてしまうわけですから、そのところは地権者にとっては大きな問題なので、きちんとそういうところを説明して、こういう場合はこうだよというふうに、相続が発生して、こういう縄延びが出た場合はこういうふうになりましたとか、そういう事例なんかも挙げて、きちんと説明していかなければ、地権者は素人さんですからわからないですよ。それで、いつのまにか不公平が生じて、ある者はやって、それを申請したら認められた、ある者は18年の11月までだと思ってしなければ、それはみんなに分けられてつけられてしまったという、そういう差が出てきたということはまずいなと私は思っているんですけど。

○会長代理（黒木 中君） はい。ほかに、何かご意見ありますか。

8番、島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） 要は、市はかねがね、区画整理は公平性、透明性、これをうたってやっているわけ。それで、この公平性については、ほんとうにこれは慎重に、慎重に、そして機会を全権利者に等しく与えるようにしないと、非常にこれは不公平が出てくるんですね。それで、先ほど神屋敷さんの話の中にあつた『まちなみ』の17号には、平成19年に発行しているもので、8月から……、それはQ&A方式で市が答えているわけですね、こういう質問に対して、こういう。そのQ&Aスタイルで答えている中に、更正の期限はいつかという質問に対して、19年の8月から11月まで延長しましたと。それ以来、『まちなみ』に何も出てこないんですよ、更正の期限については。それは、延長しているということはそこでわかる。その後、だから、延長していないのかと思っちゃう。そうでしょう。だから、そういうようなことがあるから、誤解も招くし、それから、権利者に機会を均等に与えるならば、そのたびに、あるんですよ、たびたびね。市のほうでは、一次案発表のときだとか、二次案の発表のときとか、そういうふうに2回、3回ぐらいやってる。今でももちろんやっていますよ、もちろん、そういう遺産相続とか何か、いろいろあるでしょうから。ただ、換地上、先ほど部長が言われるように、換地上はそれが面積に還元されないということはあり得る。それならば、機会を十分均等にするためには、『まちなみ』を何で出さなかったんですか。それは僕も気がつかなかったんですよ。そういう、延長、延長が行われているのを。それが前回の審議会で、初めて「あれっ」と思ったわけ。そうしたら、いつでも更正は受け付けますよという話で、いわゆる換地上の話はまた別の方法論になりますから、面積であれするか、清算金であれするかはまた別の方法論として考えておられるでしょうと。やはり、機会をちゃんと与えて、そして、それを読んだ権利者が自分で判断することですから、それは当然、権利者の判断に任せればいいことであって、やはり、それはやらなくちゃおかしい話ですね。『まちなみ17号』以降には、それはずっと出てますよ。ほかのお知らせがちゃんと、『まちなみ』には出ていますよ、間違いなく。でも、その縄延び更正の話は一切出ていない。だから、私も知らなかった。そういうようなことは、やっぱりおかしいでしょう。

だから、そういうことを、やはり真摯に、やはり、何というんですか、細心の注意を払ってやらないとおかしいと僕は思います。

そういう不満が実はあって、この会議の終わりでも、これはちょっと審議会とは別の話だから、いわゆる管理課と同時に、審議会の事務局でもあるわけです。いつも管理課、管理課と言っていますが、管理課の中に事務局があるわけですから、事務局の機能に対して、僕は注文をつけたいと。これは後で申し述べたいと思っております。今のようなことも1つなんです。これは、私の意見です。

○会長代理（黒木 中君） ほかに、何かご質問ございますか。

9番、武政委員。

○委員（武政健太郎君） 9番、武政です。島谷委員と神屋敷委員の意見はよくわかるんですね。ただ、やっぱり権利者としては、この換地設計の案を早く待ち望んでいる方がいるということも一つ頭に入れておいていただきたいと思えますね。やはり、町をよくしたいという皆さんの思いがあるわけですから、この案を皆さんにお配りしたいと、そういう施行者の意見として、私は、このサンプルでよろしいのかなというふうに思います。ただ、2番目の、ナンバー2のこの中に、一応、公園の位置も入っておりますね。その中に全部、事業用地のあれも入れろと、入れたほうがいいんじゃないかという意見も先ほど神屋敷さんから言われたようですが、なかなかこれに入れるのは難しいのかなと。ただ、それは入れられないのであれば入れられない理由をちょっと聞かせていただければと思うのですが。

○会長代理（黒木 中君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 基本的には、お送りしている資料、このA3のサイズです。ごらんいただきますように、委員の皆様は意見書の審査の中で、審議の中でスクリーンを使って図面をごらんいただいたり、あるいは手元の500分の1のスケールの図面をごらんいただいておりますので、このA3のサイズに落とした場合にどのぐらいの規模になるかというのはおそらく想像がつくと思うのですが、仮にその中に落としたとしても、非常に分かりにくい資料になってしまうということで考えますと、これまでも審議会の委員さんからご指摘いただきましたのは、できるだけわかりやすい資料というところでは、仮にこのA3のサイズのものに落とし込んで送付したとしてもわかりにくいのではないかとご指摘がございました。したがって、冒頭申し上げておりますように、必要な方につきましては事務所で、あるいは市役所のほうでごらんいただけるように、大きな図面をご用意しているというのが基本でございます。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 先ほど、それは阿部部長さんのほうでいろいろ検討してくださるということになったんだと思うんですね。必要な人だけ見に来るとか、やはり、地区外地権者で、北海道から宮崎のほうまでいるわけですよ。そう簡単に事務所に行けないので、地権者に、やっぱりわかりやすいものを配るということにおいては、全員に、このナンバー2の中に入れるということではなくて、別紙で二次案発表のときみたいな

形で、あれに市の土地、事業管理用地、ポケットパークを入れた別紙として入れるべきだということで、先ほど、私の意見で、阿部部長さんのほうでいろいろ検討してみるとということで、話になったんだと思うんですけど。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 先ほど部長のほうから申しあげましたのは、このA3のサイズに落とし込んだ今までの資料と同じもの、これについて、審議会の委員さんにはご用意してお配りするのはやぶさかではないということであります。そのほかの権利者の皆様には、事務所に図面を用意して、ごらんいただけるような体制を整えておくということを考えています。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 次の資料2のところ、やはり郵送資料の中にその全体図を入れていただきたいということは、審議委員だけじゃなくて、決定したもので、正式なものであるのであれば、これは今まで審議委員にも配付されたし、皆さん「まちなみ」みたいな形の中にカラー刷りで入れられてきたものですから、そういう形で知らせていくべきものだと私は思います。

それで、決定通知のお知らせのほうですけど、これは案となっておりますよね。これからまた文章が変わっていくんだと思うんですけども。資料2の1ページ目をめくると、そこに案と書いてあるんですが、やはりその文章のところなんですけど、「意見の反映を踏まえた換地の見直し作業と、審議会での慎重な審議49回を重ねてきた」というのは、これ皆さんに配られるんですけども、やっぱりこれも回数じゃないんですね。慎重にできたかできなかったかといえば、できていない。

先ほど、何回も言ってますけど、私の願いは何ひとつ成就しなかったんです。一覧表もつくっていただけなかったし、特別宅地のことに関してもきちっとその方たちの清算金はどうなるかというのを、非常に私は心配でたまらないです。そういうことに関してもやっていただけなかったし、大きい図面を先に見せて公園や何かのことは見せてくださるというのも、見せてもらえなかったし、やっぱりいろいろなものが資料としては十分ではなかったです。ですから、「審議会での審議を重ねてきた」ぐらいにしていきたいと思います。

それから、その後の約5年を経てこのたび施行者としてのところの最後のほうで、「引き続き理解と協力を承りますよう重ねてお願い申し上げます」という言葉なんですけれども、まだこれ印刷してないと思うんですけど、引き続きというのはやめていただきたいんです。265人の85%の不採択で、404人の反対署名も出ていますし、採択された方の中にも、やはり会いたくないという、市に会いたくないという方もいたり、非常に精神的に苦しい思いをしているので、「引き続き」だと今まで全部理解と協力していたということになってしまいます。ですから、市としては理解と協力をとということで賜りますようであればわかるんですけども、そういう現実と違うような言葉で、権利者に圧力をかけていくというのは、私はやめていただきたいです。非常にづらい思いしてい

る人はたくさんいるからなんです。

あともう1つ、この資料のところに今日集めますと書いてあるんです、この資料全部。この図面は審議会終了後に集めますということ、回収しますと書いてあるし、審議会の前にもらえなかったんです。今までは、10日前に最後に阿部部長さんが阿部課長さんのときに、封筒に入れて資料を配ってくださったんです。その後、ほとんどそれがないんです。1期有的时候に、10日前に資料を配付するということで約束しているんです。もちろん2週間とか1週間おきになっちゃった場合には、間に合わないこともあったかもしれないんですけども、審議委員にやっぱり検討してもらいたいということであれば、できる限りの資料を早い段階で渡してほしいんです。今回もこの資料が19日にできたんです。だとしたら、そこから数えて10日目にすべきですよ、29日に。何にも手渡されないまま、何にも検討しないまま、責任あるわけですよ。いろいろ聞かれるわけですよ、住民の方からも。責任ある立場であるし、審議委員にとっては、そういう扱いというのは非常につらいです。審議会軽視というか。守秘義務ということを課せられているということは、検討しなさいという意味なんです。審議委員はちゃんと検討しなさいと。だから、かなりのものを審議委員に渡して検討しますということなので、やはりそのところはよく考えていただきたいと思うんです。何で公開できるような資料までもらえないんでしょうか、10日前に。それから回収されちゃうんでしょうか。ずっとこのところ言ってますよ、私何回も。市議会でも言ってますよね、そのことは。やりますと言ってやられないんですよ、いつも。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 今のはご質問ですか。

○委員（神屋敷和子君） はい。

○会長代理（黒木 中君） どうして、この資料が事前に配付がおくれたかということと、それからどうして回収をするのかということについてのご質問がありましたが。施行者。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 神屋敷委員ご指摘のとおり、今回、調書の作成にちょっと時間を要してしまいまして、ご連絡を差し上げて19日からごらんいただけますということで、おこなっているのは事実、これにつきましては大変申しわけない。これまでも、できるだけ早く資料は調整して、ごらんいただくようにしては、もちろんいますけれども、内容によって、それからさらにお出しする際に、内容を精査する、内容によっては若干おくれがあるというのは事実でございまして、今回まことに申しわけなかったと思います。

それから、委員が今日全部回収だとおっしゃっておりますけれども、今日、とじ込んであります、それから公開で行っていますので、傍聴の方と審議会委員とは若干取り扱いが異なってまいりますけれども、審議委員さんには今日後ほどご配付できるのは、まず資料1です。検討、決定までのこれまでの経過、これについては特段、個人情報もないですし、意思形成過程のことでもないですので、お渡しすることは可能でございます。

それから、今ご指摘のありました文書でございますが、資料2の2番目にあります、お知らせの文書でございます。これにつきましても、あくまでも案なので取り扱いにはご注意くださいようになりますけれども、お知らせの通知文。それから、ナンバー1の裏側についています、換地設計調書の見方、これにつきましても今日必要であればご提供ができるということで考えている資料でございます。そのほかの部分につきましては、権利者の方につきましては、先ほど説明しましたように、今後事務手続を経て施行者として決定いたします。その後には、今ご説明しております資料、これにつきましては関係権利者の方には必要があれば、写しを交付したり、あるいはごらんいただく、閲覧をいただくというのは可能になります。

以上です。

- 会長代理（黒木 中君） 神屋敷委員よろしいですか、質問の答えは、今ので。
- 委員（神屋敷和子君） なにしろ、審議する前に資料は欲しいです。そうしないと、全然中身が見えない。
- 会長代理（黒木 中君） それについては謝罪がありましたので。
- 委員（神屋敷和子君） いつも謝罪しても変わらないから、これからは変えていただきたいと思うんですけども。
- 会長代理（黒木 中君） 施行者、よろしくお願いたします。
- 区画整理事業課長（石川直人君） はい。
- 委員（島谷晴朗君） それでは、8番。
- 会長代理（黒木 中君） 8番、島谷委員。
- 委員（島谷晴朗君） 実は、先ほどの管理課に、事務局に注文したいということを私申しましたら、また今、神屋敷さんがたまたまそういうのお出しになったから、だからついでにここで、これは注文です。いいですか、じゃ、後にしましょうか。
- 会長代理（黒木 中君） その他のところでよろしいですか、ご質問でなければ。
- 委員（島谷晴朗君） いいですよ。じゃ、後にしましょう。
- 会長代理（黒木 中君） ほかに何かご質問ありますか。

3番、島田委員。

- 委員（島田俊男君） 3番、島田です。送付書類の件についてなんですけど、ナンバー2の換地設計案内図のところなんですけど、この中に都市計画道路というのがあるんですけど、これは1期でも2期でも審議委員の方々は誰もきっとこれ、審議したことがないと思うんです。それ、一筆説明文で入れてから送付していただくようお願いします。よろしいでしょうか。
- 会長代理（黒木 中君） 今、都市計画道路については、審議会での審議していないことなので、審議をしていないよということを書いてから送ってくれという趣旨の要望ですよね。
- 委員（島田俊男君） 要望です、そうです。
- 会長代理（黒木 中君） そういう要望が出されましたので、施行者のほうで今何かコメントがあれば。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 率直に言えば、都市計画道路につきましては、この区画整理の計画の中に位置づけてございますので、ごらんいただいているわけですが、いただいているわけですが、まさに都市計画道路の設計云々という議論はされておられません。これはもう昭和36年に都市計画決定がされているもの。そして平成10年に都市計画変更をして3・4・12号線羽村街道につきましては、大橋からの神明台に向けて、瑞穂に抜ける羽村街道、これにつきましては平成10年に都市計画変更を行っています。ですから、その際には公告・縦覧をして、ご意見を伺っている機会があります。今、委員おっしゃるように、都市計画道路は位置づけされておりますけれども、ここにかかわる区画道路の接道、これは例えば交差点の接道位置ですとか、そういったものはこれまで審議会で細かいところについてはご説明がされていないかと思うんですが、これはいわゆる警視庁、あるいは交通管理者、こういったところとの協議、あるいは都道につきましては東京都との協議、こういったものを踏まえて、6メートルの区画道路の位置を位置づけております。そういった関係で、これまで審議を直接はいただけていないのは事実でございますけれども、全体の設計の中でご議論の一部であるということで、私どもでは認識していますので、ちょっとそのコメントは改めて、内部で検討はさせていただきたいと思いますが、ちょっと難しい部分があるのかな、今の段階ではこう思います。以上です。

○委員（島田俊男君） 一応善処していただく方向でお願いします。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かご質問等ございますか。ないようでしたら、1番の議題については、これをもちまして終了させていただきます。これをもちまして、換地設計が決定するわけなんです、平成15年の事業認可から約10年を経て、大きな区切りの年になりました。委員の皆様におかれましては、これまでの長期間にわたる審議、大変お疲れさまでした。なお、今後はこの換地設計に基づき、事業が進められることとなりますが、施行者におきまして、権利者との十分な協議を行い、計画的な事業推進をお願いしたいと思います。それでは、審議はここで終了といたします。

続きまして、次第のその2ですが、8番、島谷委員、先ほどからリクエストがありますので、どうぞ。

○委員（島谷晴朗君） 先ほども重複しますが、事務局あるいは管理課、これは仕事として不公平がないように、やはり「まちなみ」なんかも絶えず出して、そして権利者に機会をちゃんと平等に与えられるように、「まちなみ」を絶えず出すように、そして今みたいな、さっきも出ておりましたが、やはり不公平が生じると、これ大変な問題でしょう。一方は、土地で換地され、一方は清算金であれされると。そういうようなことがあってはならないことなのであって、だからこういうことはちゃんと公平に、そして機会ごとに周知できるようにやってほしい。

それから、まだあるんです。これも重なりますが、神屋敷さんの意見と重なりますが、資料は10日前に出すというのが今までの慣例です。ただし、審議会が1週間に2回もあつ

たり、ひと月に2回も3回もあつたり、そういう詰まっているときに、10日前に出すという事は不可能な場合もあり得ます。だけれども、10日前に大体出して、そしてそれができなければ、審議会をその10日後に、審議会を開くように、そういうふうを考えてやったらどうだという提案までしているんだけど、やってくれないから、だから信頼できないんですよ。そういうようなことがしっかりできないようでは、ほんと信頼しよにも信頼できない。だから、こういうことはきっちりと10日前に出せるように、それからやはり審議委員にもその資料を見てもらって、そして勉強ができる機会を与えなくちゃいけない。その日に来て、ポンと見てわかる人はいいですよ。だから、わからない我々、私のようなわからないときはちょっと難しい資料は、前もって調べないと、到底説明を聞いてもそれについていけない。審議会の中で、そこでまた決を採ったりするようなときに質問しなくちゃならない。それさえできないような、あれでは困るわけです。いろんな質問が出て、審議会はいいわけですから、そのことを十分にあれしてほしいです。

それからもう1点は、議事録。議事録もできるだけ早く仕上げしてほしい。たしかに、担当の方はほんとによくやってくださって、以前に比べて、校正の場合も非常に数が少なくなった。ほんとにその点ではこちらは楽になりました。そういうふうに一生涯懸命やってくくださる方もいるし、ただ、日数がかかる。例えば、今これは非常に羽村市の先進的なやり方で、インターネットで全国に発信してますよね。こういうようなときに、そういうことまでもちゃんとやってから、そして議事録を正式につくって、いろいろと手続で時間かかるかもわかりませんが、6カ月も1年間もかかるんじゃないかなんですよ。そうでしょう。だから、そんな6カ月も1年もかからないようにしてほしい。少なくとも、やっぱり三、四カ月ぐらいでできるとありがたいですね。実質6カ月も、長い1年以上かかっている。それで、インターネットに出てくるときに、見たい人は見ても、何だこんな昔のこと、質問したくたって質問できないじゃないかということになって、もう時間が経過してしまう。そういうばかげたことが起こっているから、そういうことは常識的に3カ月から4カ月以内に上がる、できたら私はもう1カ月とか1カ月半でやってほしいですよ。それは希望としてありますけれども、だから、そういうような非常識なことはやってほしくない。当たり前でしょう、それ。私は常識的なことを申し上げています。

もう以上であれします。もっともっと細かいこと言えばありますけれども、大きなことは以上で終わらせていただきます。

それから、最後に、誤解がないように申しますが、私はもちろん反対はしますけれども、反対していても羽村市がいいまちになってほしいですよ。ただ、推進する人たちと考え方が違うだけの話で、快適、便利、安心の今のままでも快適、安心、便利だと私は思っております。多少、いじくらくちやいけないようなところあると思いますけれども、全面的にこういう図面でやれば僕は絶対いいまちはできないと思っています。確信みたいなもの持ってますよ。だって、東口見ていけばわかりますからね。東口ちゃんとお手本があるわけですから、ですから、何も東口のやり方を批難してるわけじゃないんです。西口は西口独特のまちのあり方があっていいと僕は思って、とても僕はいいところ

だと思っています。ただ、道が狭いとか、そういうようなことが、それは部分的なことであって、42ヘクタールの図面を全部、今ここで審議しているようなことになっていいのかな、非常に不安でもあるし、変なまちができないほうがいいと。個性的なまちがあったほうがいいんじゃないかと、僕は思っております。そういうことで、決して私はこのまちを悪くするためにこういうこと言ってるんじゃないんです。そのことよく理解してくださいね。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） その他について、ほかに何かございますか。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 区画整理管理課長です。

○会長代理（黒木 中君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） ただいま、私の事務局の管理課のほうにご要望ということでございましたので、簡単ですが答えをさせていただきます。まず、「まちなみ」を常時出せということでございますけれども、これまで非公開の審議会でございましたので、その内容が「まちなみ」に出していけるような内容でございませんでしたので、多少発行が少なくなりましたけれども、今後はなるべく多く出すように努めてまいります。

それから、縄伸びの関係で不公平のないようにというご指摘ございましたけれども、阿部都市整備部長からお答えしたように、法律に準じまして、今後適正に対応していきたいと考えております。

それから、3点目の資料は10日前に出すようにというご指摘ございますけれども、今回の審議会につきましては、審議事項でなく、事前に渡していなくても、報告事項ということでございましたので、ちょっとその辺あやふやになってございましたけれども、今後は非公開審議で審議が必要な場合には、10日前にこれまでどおり、着実に出すように努めてまいります。

それから、議事録の関係ですけれども、非公開審議録の黒塗りの部分、その辺の調整で時間を要しますので、ちょっとおくれてますけれども、内部の総務課、情報公開担当のほうともいろいろ論議しながら、なるべく早く時間がかからないように努めてまいります。

以上です。

○委 員（島谷晴朗君） ちょっとすいません、会長。8番。

○会長代理（黒木 中君） 8番、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） もう1つ、公開、非公開にかかわらず、審議委員用の議事録、これをやっぱり欲しいんです。つくっていただきたい。今までは、非公開でそれをやりませんということでありましたけれども、これは皆さんおそらくご存じだと思いますが、ここにいらっしゃる審議委員の方はご存じだと思いますが、原本があって、それから閲覧用があって、それから審議委員用の議事録、この3種類があるわけです。その審議委員用のあれも実は欲しいと。もちろん公開のときはそれいただいておりますけれども、非公開のときはそれはなくなってしまったんです。できたら、黒塗りでいいから、そ

このところは欲しいということです。これは、録音がとれませんから、だからそれを見ることによって正確に、ニュースの発行に補助的な役割をしたり、いろんなことに使えるんです。その話は、前回も十分私やっておりますので、もうここではしゃべりませんが、ぜひいただきたいと、いかがでしょうかね。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 区画整理管理課長です。

○会長代理（黒木 中君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 今、おっしゃられる意味がわからない方もいらっしゃると思うので、ご説明しますと、今までは議事録の黒塗り部分をあらかじめ審議委員さんに見ていただいて、どこが黒塗りするべきかというものを案を出してもらって公開したという経緯があって、議事録を何種類かつくったという経緯が過去にあります。ところが、現在のやり方は、法務担当のほうと黒塗り部分を審議しまして、それでも不満がある場合は、情報公開審査会、そちらのほうとも審議しまして、内容を精査しておりますので、そういうやり方をしていますので、過去のように審議委員さんに1回見てももらった内容を黒塗りに反映するというやり方をするつもりはございませんので、何種類もつくるつもりはございません。その辺はちょっと対応できないということでございます。

○委 員（神屋敷和子君） すいません。

○委 員（島谷晴朗君） ちょっと間違い、今。

○委 員（神屋敷和子君） 違いますよ。

○委 員（島谷晴朗君） ちょっと間違いがありますね、細谷課長、ごめんなさい、8番。

○会長代理（黒木 中君） 8番。

○委 員（島谷晴朗君） 今の細谷課長の発言に間違いがあります。それは、黒塗りのところを審議委員と相談してと、今相談なんかありませんよ。

○委 員（神屋敷和子君） ないない。

○委 員（島谷晴朗君） それは、法制課とそれから区画整理課でやっている話です。審議委員にそんな諮ったこと1度もないです、今の間違いですから、それ訂正してほしい。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） そのところで、1期のときは非公開審議会でも、審議委員には議事録が渡されて、一般のよりも少し空いた、黒塗り部分が空いた議事録が渡されてるんです、審議委員には。要は、審議委員に検討してもらいたいから資料を10日前に渡し、なおかつ審議会議事録も少し空いたものを審議委員に渡して検討してもらったという結果があります。だから、3種類ありました、きちっと。これからもうそうしていただけたら、やっぱりいろいろ検討するときに必要なので手元に置くということをお願いしたいんですけども。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） 会長代理。管理係長です。

○委 員（島谷晴朗君） 何かそういう言葉を使ってたね。

○会長代理（黒木 中君） 管理係長。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） ただいま、神屋敷委員のおっしゃられたとお

り、以前黒塗りのものの議事録をお出ししているのは確かです。ただ、それにつきましては、仮換地指定、その審議の非公開会議のもののみ出しておまして、そこについては明確に個人情報に黒塗りを消すことができましたので、審議委員さんに事前に配付をしております。それをもって校正をいただきました。一方、換地設計案に関する審議会につきましては、これはずっとこれまで非公開審議会で行ってきたわけですが、これについては個人情報ということで、なかなか区分ができないということもありましたので、これにつきましては、第6回と第7回の審議会でも審議会委員さん皆さんの、この場で議論をいただいた上で、原本を市役所に用意しますので、それをご確認していただきたいと。それを校正した上で、黒塗りを法制担当といたしまして、それをホームページ等で公開していくという形で、そういうお約束をさせていただきましたので、今後も非公開審議会、換地にかかる非公開審議会なんかの場合には、今まで同様、委員さんには市役所のほうにご足労ですが、足を運んでいただいて、原本を確認いただいた上で、我々と法制担当のほうで黒塗り、いわゆる個人情報の部分を隠した上で、ホームページに掲載していきたいと思っています。また、本日みたいな公開会議につきましては、以前もそうだったんですが、個人情報がございますので、審議会委員さん用の配付用として事前に校正をさせていただきよう、お配りしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員（神屋敷和子君） すいません。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） そうじゃなくて、そちらの今言っていることはわかるんですが、やはり検討しなきゃいけないので、審議委員ってほかの地域なんかは、全く黒塗りのないものを、守秘義務はそのためにあるんですよ、検討、検証するということ。1つの資料なので、やはり仮換地指定であっても、今回の換地のいろいろな見直しのところであっても、同じ個人情報であって、扱いとしては同じだと思うんですね。だから、できれば、できればというか、審議委員に対しては10日目に資料とそれから審議会議事録というのは、審議会委員用にちゃんと前みたいに封筒に入れて渡していただいていたんですけど、そうしていただきたいと思います。

○会長代理（黒木 中君） 神屋敷委員、今のことですけれども、2期の6回と7回で同じような議論がありました。

○委員（神屋敷和子君） 知ってます。

○会長代理（黒木 中君） 一応、そのように決まっていますので。

○委員（神屋敷和子君） 決定しているんですか。

○会長代理（黒木 中君） はい。

○委員（神屋敷和子君） それは市のほうの意向ですよ。違うんですか。

○会長代理（黒木 中君） 市のほう、審議会として別な要望するかどうかということですね。今、おっしゃっているのは。

○委員（神屋敷和子君） 審議委員としての責任の問題もあるから、一応手元にきちっ

とした資料とか、審議会議事録というのは、どうしても全部あけたのが無理ということで、ここでなれば、それは黒塗りの部分はあってもしょうがないかもしれないけど、常にやはり勉強できるような体制はとらないと、やっぱり権利者の皆さんにお答えすることはできないと思うんです、いろんな意味で。公正公平とかいう意味では。

○会長代理（黒木 中君） そういうご意見もあると思うんですけれども、一応そのことについては、もう今日はその他の議題ですので、一応第2期の6回と7回で解決をみていることですので、どうしてもそういうことということであれば、また別な審議会の審議の中で取り上げていただければと思います。

○委 員（島谷晴朗君） 資料として渡してもらえればいいんです。

○委 員（神屋敷和子君） 当然です、そんなの。

○会長代理（黒木 中君） その他、ほかにございますか。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 区画整理管理課長です。

○会長代理（黒木 中君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 次回の日程のご連絡でございますけれども、次回につきましては、日程、内容ともに、ただいまのところ未定でございますので、開催する場合にはなるべく早めに委員の皆様にご連絡をさし上げるということにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、冒頭、神屋敷委員からご指摘がありました。今後公開会議とする場合には、できる限りの早い市民等への周知、これに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かございますか。特にないようですので、これにて第2期第43回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時45分 閉会